

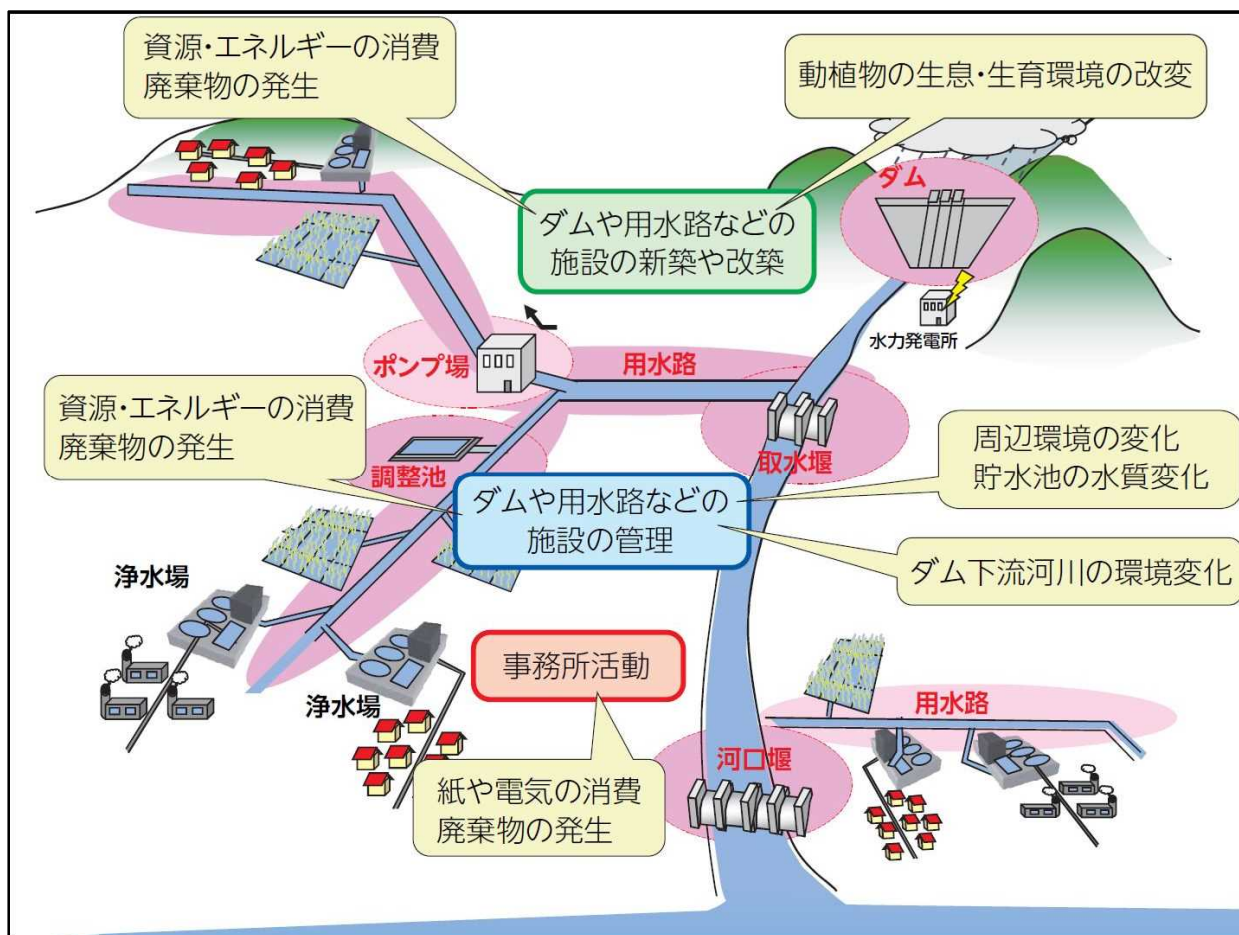
第一章 環境行動計画

1. 事業と環境の関わり

近年、地球温暖化、生物多様性の減少、有害化学物質や廃棄物に起因する汚染など地球規模から身近なものまで、様々な環境問題が顕在化しています。人類が、将来にわたり自然から得られる恩恵を享受し生存し続けるためには、環境問題に対し、行政、事業者、個人がそれぞれの役割を踏まえ、環境保全に資する取組を行っていく必要があります。

独立行政法人水資源機構（以下「機構」といいます。）は、全国7水系において、水道用水、工業用水、農業用水を安定的に供給し、人々の生活や産業を支えるとともに、洪水から人々の生命や財産を守るという役割を担っています。この国民生活や経済産業活動に欠かすことができない役割を果たすために、ダムや用水路などの施設の建設や管理業務を行っています。

施設の建設や管理業務の実施においては、下図のとおり自然環境への負荷や資源、エネルギーの消費を伴います。このため、事業の実施に当たっては、水質の保全、生物多様性の保全、人と自然との豊かな触れ合い、更には、良好な景観の形成、地球温暖化対策など様々な観点から環境保全に取り組んでいます。



2. 環境方針

機構では、環境保全の取組の基本となる理念や方針を環境方針として定めています。

環 境 方 針

【基本理念】

私たち水資源機構は、ダムや用水路などの施設を適切に建設・管理することにより、国民生活や産業の基盤である水を安定的に供給するとともに、洪水などの災害から人々の生命や財産を守る事業を実施しています。こうした事業の実施を通して、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築や地球環境保全に資することが当機構の社会的責務であるとの認識に立ち、独自の環境マネジメントシステム（W-EMS（ウィームス））を運用し、継続的に事務・事業活動が環境に及ぼす影響を把握、評価及び改善するとともに、環境関連法令等を順守し、環境負荷の低減と良好な環境の保全・創出に努めます。

【基本方針】

○環境保全に配慮した取組の推進

事業実施区域及びその周辺の環境の適切な保全を図るため、環境保全に配慮した設計、施工、管理を実現するための取組を総合的に推進します。

○環境負荷低減の取組の推進

建設副産物の抑制やリサイクルを推進するとともに、温室効果ガス削減の取組を進めます。

○環境保全意識の向上

環境教育などを通じて、環境に対する意識と知識の向上を図り、職員一人ひとりが積極的に環境保全に取り組みます。

○社会とのコミュニケーション

環境保全に配慮した取組や環境に関わる情報を積極的に公表します。また、地域社会の一員としての地域での環境保全活動への参加・協力などにより、社会とのコミュニケーションを図ります。

○環境関連法令等の順守

環境汚染を予防し、良好な環境の保全や創出を図るため、環境関連の法令等や当機構が定めた指針を順守します。

令和5年9月5日

独立行政法人 水資源機構

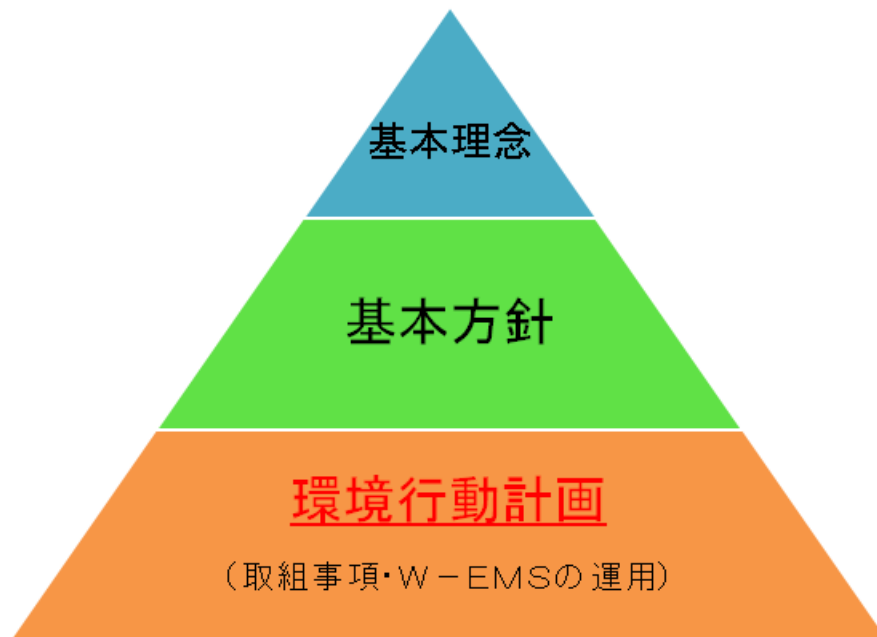
理事長 金尾 健司

3. 概要

本環境行動計画は、基本理念・基本方針の下、機構の事務・事業活動が環境に及ぼす影響の把握、評価及び改善を目的としています。

この目的を達成するために、機構の中期計画やこれまでの環境保全の取組の成果などを踏まえ、第二章のとおり環境保全に関する取組事項を実行していきます。

また、取組事項を推進するため第三章のとおりW－EMSを運用していきます。



4. 計画期間

本環境行動計画の期間は、令和5年度から次の環境行動計画の策定（令和7年度予定）までとしています。